

食の安全・安心Q&A

国内外からのさまざまな食品が市場に出回り、食生活もより多様化しているなか、食品の品質や安全に対する消費者の関心が一層高まっています。

食品の表示は、食品の由来や特性を正しく理解し、食について考え、自分の望む条件を満たす商品を導入する場合の目安になります。

消費者一人ひとりが食品表示について正しく理解し、食の安全・安心を確かなものにしていただくため、Q&Aを一部紹介します。

Q1

野菜や果物などで「愛知県・三重県産」のように複数の産地が併記で表示されているのはどういう意味ですか？



同じ種類の生鮮食品であって複数の産地のものを混合した場合は、その生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載されています。

Q2

輸入したハマグリを国内で砂抜きした場合、国産として扱われるのですか？

輸入後、砂抜きや出荷調整などのため国内で蓄養した貝類の原産地は、その輸出国名を表示することとなりますので、国産として扱われません。



Q3

精米で「ブレンド」と表示されている場合、輸入米が使用されていることもありますか？

「ブレンド米」とは、複数の原料玄米を使用している米のことです。輸入米が使用されることもあります。その場合は、その原産国名および使用割合が表示されています。



Q4

たとえば豆腐などに「三重県産大豆使用」と表示されている場合、その産地の原材料が100%使われていると考えてよいですか？

使用した原材料について、特定の原産地である旨を強調して表示する場合には、原則として使用割合を強調表示または一括表示欄の原材料名に表示することとなっています。

ただし、割合が100%である場合は割合表示を省略することができます。



下の図は、三重県産大豆を80%使用した豆腐で、使用割合を一括表示欄の原材料名に表示した例です。

名称	もめん豆腐
原材料名	丸大豆 (三重県産80%) 凝固剤

Q5

期限表示の「賞味期限」と「消費期限」はどう違うのでしょうか？

「賞味期限」は

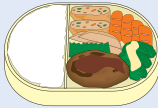
品質劣化が比較的遅い食品に記載されています。品質の劣化が遅いことからこの期限をすぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。

【対象】 スナック菓子、レトルト食品、缶詰、牛乳、かまぼこなど



「消費期限」は

弁当や惣菜など品質劣化が早い食品（おおむね5日以内）に記載されています。品質の劣化が早いことからこの期限を過ぎると衛生上の危害が生じる恐れがあります。



【対象】 弁当、惣菜、生かき、生めん、生菓子類、調理パンなど

期限表示は、「賞味期限」「消費期限」とも、未開封のまま、表示されている方法にしたがって保存した場合の期限です。一度開封した食品は、表示された期限にかかわらず、早めに食べるようにしましょう。

問い合わせ先
藤原庁舎 農林水産課
☎46-6306 FAX46-6319

いなべ市情報誌「Link」

発行と編集 Vol.27

平成18年2月1日発行
いなべ市役所 企画部 広聴広報課
〒511-0293
三重県いなべ市員弁町笠田新田111番地
☎0594-74-5819 FAX 0594-74-5822
<http://www.city.inabe.mie.jp>

みなさまの声を
お聞かせください。



いなべいきいきマイタウン

私たちと野球をしませんか



提供者 三岐通運(株)野球愛好会 監督 岡 征基さんから



責任と誠意で集こう一信頼輸送

三岐通運株式会社

健康促進と地域とのコミュニケーションの場として、月1回程度ナイターに参加しています。創部2年なので、まだまだ未熟なチームですが、楽しくやっています。

現在、25人の部員がいますが、土曜の夜しかメンバーが揃いません。私たちと野球をしてくれる相手を募集しています。



みなさまの身近なできごとをお知らせください

読者のみなさまから投稿をお待ちしています。また、いなべ市内で撮影された写真についても併せて募集していますので、どんどんお寄せください。

※古紙配合率100%
再生紙を使用

